

12 月後半及び 1 月前半・1 月後半の搬入回数指示書交付日程等について

搬入回数指示書交付日程について

区 分	交 付 日	交付方法
12 月後半 (12/16～12/31)	令和 5 年 12 月 14 日 (木)	メール
1 月前半 (1/1～1/15)	令和 5 年 12 月 26 日 (火)	メール
1 月後半 (1/16～1/31)	令和 6 年 1 月 12 日 (金)	メール

12 月 26 日～1 月 5 日の搬入回数追加・交換受付

<電子申請>

電子申請完了日時	回数反映予定日時
令和 5 年 12 月 26 日 15 時～令和 5 年 12 月 27 日 15 時	令和 5 年 12 月 27 日 17 時
令和 5 年 12 月 27 日 15 時～令和 5 年 12 月 28 日 15 時	令和 5 年 12 月 28 日 17 時
令和 5 年 12 月 28 日 15 時～令和 6 年 1 月 4 日 15 時	令和 6 年 1 月 4 日 17 時
令和 6 年 1 月 4 日 15 時～令和 6 年 1 月 5 日 15 時	令和 6 年 1 月 5 日 17 時

※ 電子申請(大阪市行政オンラインシステム)は各日 15:00 までの申請分を処理します。
(15:01 以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

<搬入回数追加・交換の受付窓口>

- ◇ 年末＝12 月 28 日 (木) まで通常どおりの受付
- ◇ 年始＝1 月 4 日 (木) より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9 : 00～17 : 30 (12 : 15～13 : 00 を除く)
- ◇ 12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁のため受付業務は実施しません。

<臨時増車等の受付窓口>

1 受付

- ◇ 年末＝12 月 28 日 (木) まで通常どおりの受付
- ◇ 年始＝1 月 4 日 (木) より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9 : 00～17 : 30 (12 : 15～13 : 00 を除く)
- ◇ 12 月 29 日～1 月 3 日は閉庁のため受付業務は実施しません。

2 注意事項

- (1) 一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続きを行ってください。
- (2) 承認を受けた後、受入施設(焼却工場・破砕)へ搬入してください。
- (3) 届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

(裏面へつづく)

3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- （１） 事前に受入施設（焼却工場・破砕）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
- （２） 承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （３） 直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続きを行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書を提出してください。

※ 事前連絡・承認手続きのない場合は搬入できません。